

奈良市児童相談所
設置基本計画
改訂案

令和 2 年〇月
奈良市

目 次

1. 設置基本計画策定の趣旨	1
2. 奈良市児童相談所の設置への背景と必要性	
(1) 児童虐待の現状	2
(2) 国の動きと支援	7
① 平成 28 年の児童福祉法等の改正以前	
② 平成 28 年の児童福祉法等の改正以降	
③ 国の支援	
(3) 奈良県と奈良市の状況と関係性	10
(4) 奈良市児童相談所設置の必要性	13
3. 奈良市児童相談所設置の基本方針	14
4. 奈良市児童相談所・一時保護所のあり方	
(1) 基本業務	15
① 児童相談所業務	
② 一時保護所業務	
(2) 施設と支援のあり方	18
① 施設概要（案）	
② 奈良市児童相談所の支援と施設の考え方	
③ 奈良市一時保護所の支援と施設の考え方	
(3) 奈良市児童相談所・一時保護所の組織体制等	25
(4) 奈良市児童相談所・一時保護所の職員体制のあり方	27

（５）財源措置等・・・・・・・・・・・・・・・・	34
① 施設整備費	
② 運営費	
（６）児童相談所設置に向けて・・・・・・・・	37
① 人材確保と人材育成	
② 社会的養護	
③ 関係機関との連携	
④ 奈良県との協議	
５．ロードマップ・・・・・・・・・・・・・・・・	40
参照資料・・・・・・・・・・・・・・・・	42
○ 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）の概要 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和元年8月】	
○ 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要	
○ 児童虐待防止対策に関する法改正の経緯（詳細）	
○ 「新しい社会的養育ビジョン」の概要 （「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」平成29年8月2日とりまとめ公表）	
○ 中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施	
○ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律 （令和元年法律第46号）の概要	
○ 一時保護ガイドライン（概要）	
○ 奈良市児童相談所等のあり方検討会議の概要	

1. 設置基本計画策定の趣旨

これまで国は、平成 12 年に児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）を制定し、平成 16 年には児童福祉法及び児童虐待防止法を改正する等、児童虐待への社会の関心の高まりとともに子どもを守る施策の充実を図ってきました。

しかし近年、少子高齢化の進行等による世帯構造の変化、地域の協力・協働関係の希薄化等、子どもとその家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向の一途をたどり、子どもの命が奪われる痛ましい事例も発生しています。

こうした状況から国は、平成 28 年の児童福祉法等の改正によって、住民にとってより身近な対応機関の拡充を目指し、児童虐待について迅速・的確な対応を行うことができる中核市や特別区への児童相談所の設置を推進していくことになりました。さらに、平成 30 年 3 月に東京都で発生した幼児の死亡事例等により、国はさらなる児童虐待対策の強化に向けた対策を推進することになりました。

このような中、本市では子どもの健やかな成長と子どもの安心・安全を確実に確保するために児童相談所の設置を目指し、本設置基本計画を策定することとしました。

本設置基本計画は、本市の「第 4 次総合計画後期基本計画」における子育て支援の推進や児童虐待の未然防止・早期発見に向けての取り組みを充実させるものです。

また、すべての子どもが今を幸せに生き、将来に夢と希望を持って成長できるまちとなるよう制定した「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」や「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」を具現化するものです。

なお、本設置基本計画は、今後法令改正や国等から発出される通知等により、必要に応じて、見直すものとします。

2. 奈良市児童相談所の設置への背景と必要性

(1) 児童虐待の現状

全国の児童相談所が対応した平成 30 年度の児童虐待相談対応件数は約 16 万件に達し、平成 21 年度の約 3 倍となっています。さらに、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 15 次報告）」では、児童虐待により命を失った子どもは平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 1 年間で 65 人と報告されています。

本市（子育て相談課対応分）における児童虐待相談対応件数の推移【表 1】は、平成 28 年度まで増加し続け、平成 29 年度は微減したものの前年度と同水準で推移しています。虐待種別の推移【表 2】では、心理的虐待の件数が著しく伸びています。これは、家庭内において児童の目の前での夫婦間暴力等の行為（面前 DV）により、警察が対応し児童相談所に要保護通告した件数の増加によることが要因の 1 つに挙げられます。年齢別【表 3】では 0～2 歳が最も多く、就学前の子どもが全体の約 4 割を占めています。相談経路別【表 4】では例年、児童相談所からの通告が最も多く、その他に保健所や学校、家族・親戚、保育所等からも市に通告が入ります。また、「※奈良市被虐待児童対策地域協議会（要保護児童対策地域協議会）」の管理ケース数【表 5】も年々増加しています。これは、要保護となる前に関係機関からケースに関する情報が提供されることが増えたことや、特定妊婦等について母子保健との連携により把握できるケースが増えてきた等のためです。

このような現状に対して、市には児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止が求められていると同時に、児童虐待の未然防止や重症化予防の対策強化も求められています。

本市では、関係機関等において支援が必要な子どもに関する情報や支援方針の共有・連携により適切な対応ができるよう、平成 20 年度に現在の子育て相談課内に奈良市被虐待児童対策地域協議会を設置しました。さらに、平成 30 年度から児童虐待未然防止や相談機能の充実のため、専門職の相談員を増員し、地域の社会資源や必要なサービスと支援が必要な子どもや家庭を有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点として「※子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。

【参照資料】 ○ 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 15 次報告）の概要（P43）

※奈良市被虐待児童対策地域協議会（要保護児童対策地域協議会）

被虐待児童（児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童のうち、児童虐待を受けた者をいう。）の早期発見及び適切な保護を図るため、児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、本市の要保護児童対策地域協議会として、平成 20 年度に「奈良市被虐待児童対策地域協議会（要保護児童対策地域協議会）」を設置した。

〔事務局〕奈良市子ども未来部子育て相談課

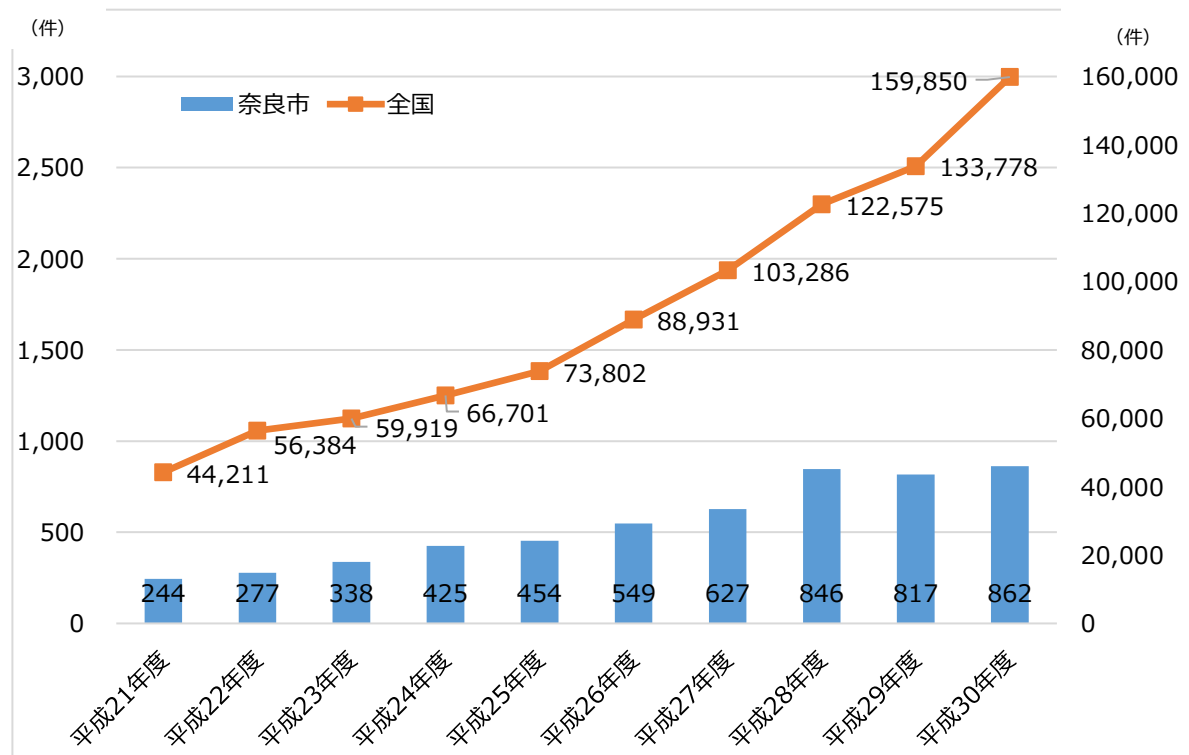
〔構成メンバー〕奈良地方法務局
管轄警察署
奈良市歯科医師会
奈良市社会福祉協議会
奈良県産婦人科医会
奈良県特別支援学校長会
奈良県中央こども家庭相談センター
奈良市医師会
奈良市人権擁護委員協議会
奈良市民生児童委員協議会連合会
奈良県小児科医会
その他児童福祉に関連する団体やその代表者等
奈良市における児童・福祉・保健・教育・消防業務に関わる関係課
他

※子ども家庭総合支援拠点

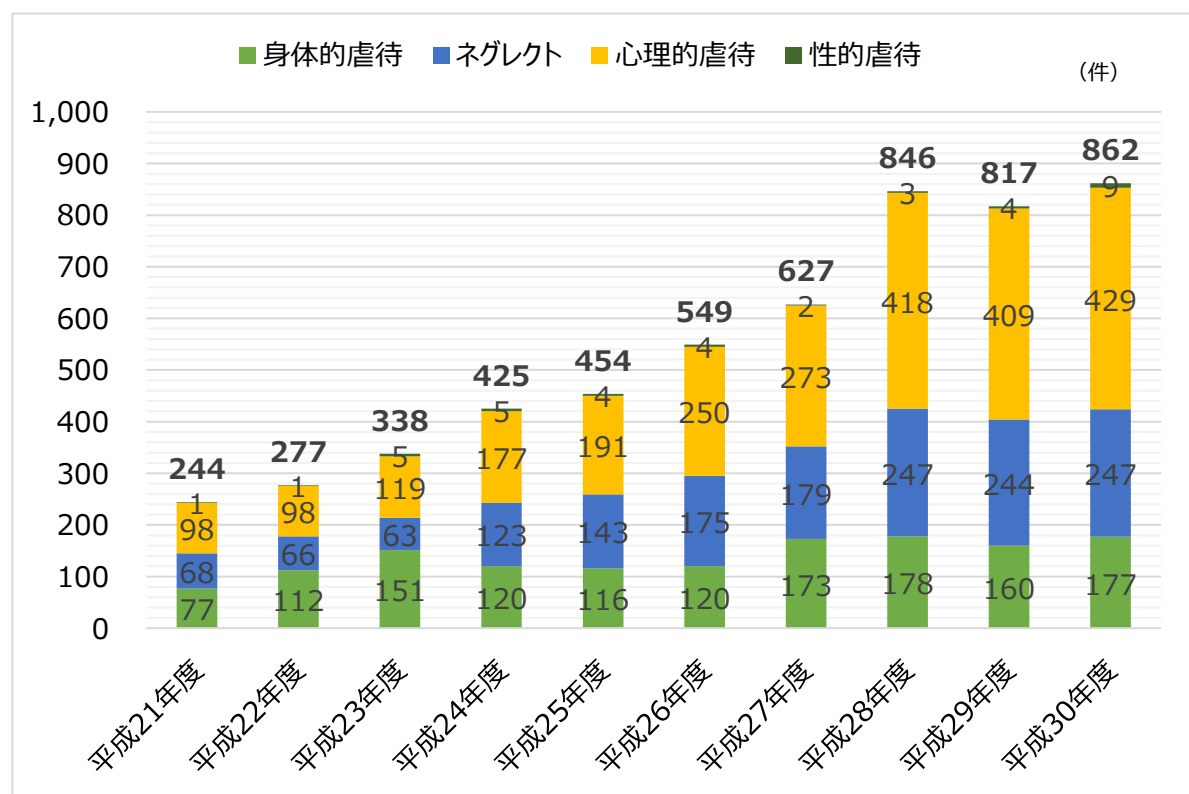
平成 28 年の児童福祉法等の改正により、子どもの最も身近な場所にある市区町村が子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等により継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定された。

本市においては、平成 30 年 4 月に子育て相談課内に設置した。

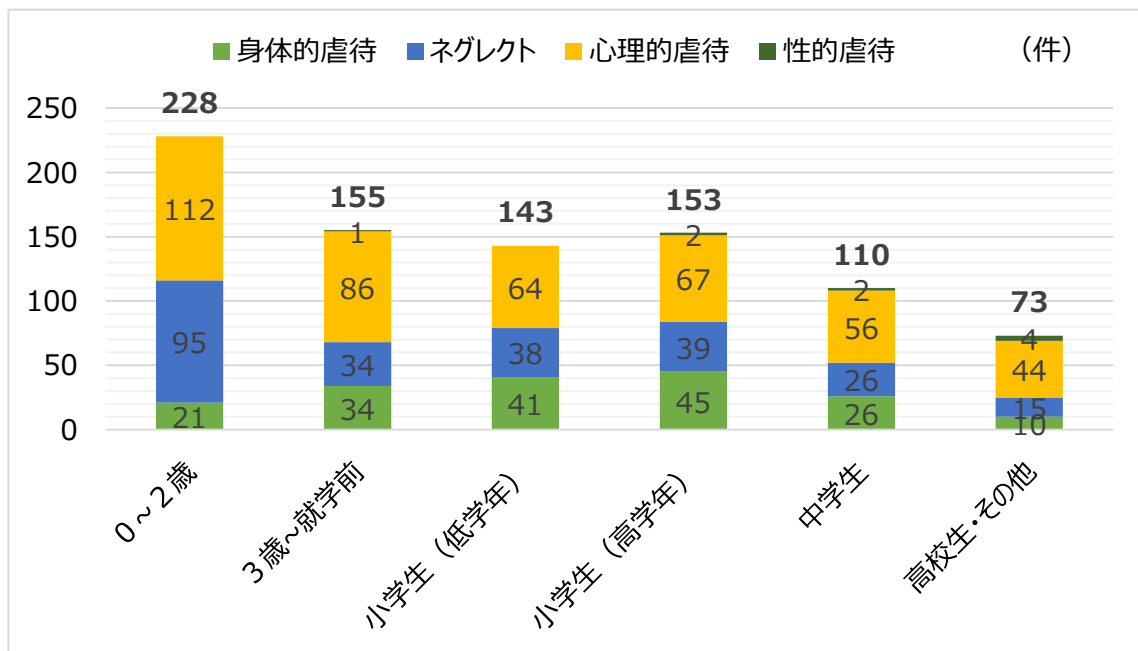
【表1】全国(児童相談所対応分)、奈良市(市対応分)の児童虐待相談対応件数の推移



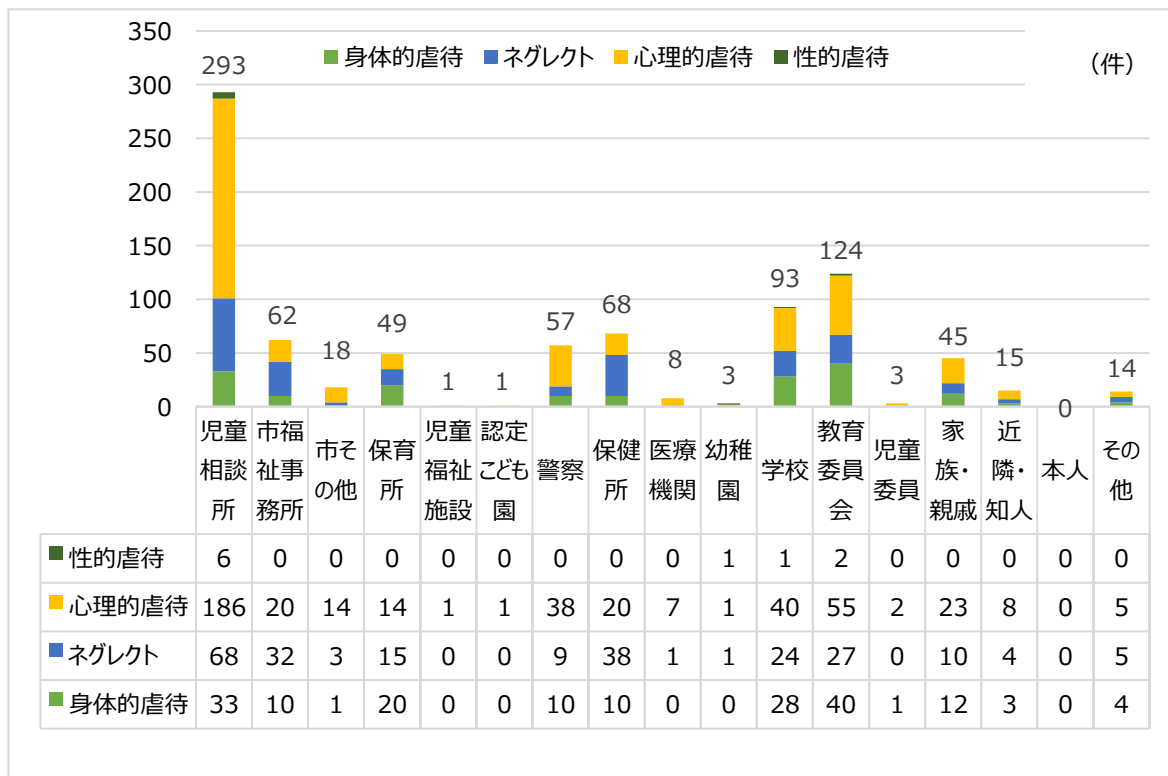
【表2】奈良市(市対応分)の児童虐待相談対応件数の推移<虐待種別>



【表 3】平成 30 年度奈良市(市対応分)の児童虐待相談対応件数＜年齢別＞



【表 4】平成 30 年度奈良市(市対応分)の児童虐待相談対応



【表 5】奈良市被虐待児童対策地域協議会の管理ケース及びその内訳

奈良市被虐待児童対策地域協議会の管理ケース数 (件)

	要保護	要支援	特定妊婦	計
平成 29 年 4 月 1 日現在	650	116	19	785
平成 30 年 4 月 1 日現在	724	164	16	904
平成 31 年 4 月 1 日現在	848	231	26	1105

要保護…児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項で、保護者がいない児童、または保護者に監護させることが不相当と認められる児童

要支援…児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項で、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる要保護児童にはあたらない児童

特定妊婦…児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項で、出産後の子の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

(2) 国の動きと支援

① 平成28年の児童福祉法等の改正以前

平成12年に児童虐待相談対応件数の増加に伴い、児童虐待防止法が制定されました。この法律では「身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待」を児童虐待と定義し、虐待を受けている児童を発見した場合には住民にその通告義務のあることが明文化されました。

そして、平成16年には児童虐待防止法の改正により、児童虐待の定義が見直され、保護者以外の同居人による虐待を放置することもネグレクトとみなすことや、児童がDVを目撃することも心理的虐待とみなすことが定義されました。また住民の通告義務は、虐待が疑われる場合にまで拡大されました。さらに同じ年に児童福祉法も改正され、児童相談所設置については、これまで都道府県、政令市の設置は義務付けられていましたが、中核市等政令に定める市においても児童相談所を設置できるとされました。しかし、平成28年以前においては2市（横須賀市、金沢市）の設置にとどまっています。また、市町村の役割が相談対応や通告先として明確化され、要保護児童対策地域協議会が法定化されました。

その後も、児童の安全確認等のための立入調査等の強化や要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）・養育支援訪問事業等の子育て支援事業の法定化及び努力義務化など、児童虐待の発生予防・早期発見、さらに児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援等の充実の取り組みがなされてきました。

② 平成28年の児童福祉法等の改正以降

これまで児童は児童福祉の「対象」として位置付けられていましたが、平成28年の児童福祉法等の改正により、第1条において、すべての児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有する「権利主体」であることが明確化されました。また、第3条の2において国や地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援することとされました。ただし、児童及びその保護者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、児童を家庭において養育することが困難又は適当でない場合は、児童が「家

庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、また、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童ができる限り「良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講じなければなりません。なお、「新しい社会的養育ビジョン」によれば、「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは、養子縁組による家庭、里親¹⁾、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）²⁾を、「良好な家庭的環境」とは、施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指します。

さらにこの改正において、複雑で多様化した困難事例に対応できるよう、住民にとって身近な中核市等への児童相談所設置推進を目指して、法施行後5年を目途に政府がその設置に係る支援等の必要な措置を講ずるとしました。加えて児童相談所の体制を強化するため、児童福祉司³⁾や児童心理司⁴⁾の増員や弁護士の配置、研修の充実を図ること、児童相談所の権限強化のため警察等の関係機関との連携強化などについても明記されました。

その後も平成30年3月に東京都で発生した幼児の死亡事例等により、国はケースの情報共有強化と移管する場合の丁寧な引継ぎの徹底に加えて、児童福祉司や児童心理司のさらなる増員、実践を通じた研修による専門性の強化等、児童相談所の体制及び専門性強化について必要な対策に取り組むこととしています。

なお、中核市においては、明石市が平成31年4月に児童相談所を設置しました。

- 【参照資料】
- 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要（P47）
 - 児童虐待防止対策に関する法改正の経緯（詳細）（P48）
 - 「新しい社会的養育ビジョン」の概要（P48）

1) 里親：様々な事情で家族と暮らせない児童を、自身の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する人。里親の種類には、対応する児童の特性や児童との関係、また里親の希望に合わせて、養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親がある。

2) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）：児童の養育に相当の経験を持つ者の住宅で5～6人の児童を養育する場。

3) 児童福祉司：児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等、児童の福祉増進に努めることを職務内容としている。

4) 児童心理司：心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員で、心理学的諸検査や面接、観察等を通じて児童の人格全体の評価及び家族の心理学的評価を行うことを職務内容としており、児童福祉司と連携し対応していく体制が望ましいとされている。

③ 国の支援

平成 28 年の児童福祉法等の改正を受け、その附則において 5 年を目途に政府は中核市等が児童相談所を設置できるよう、必要な措置を講ずることを明文化しました。そして、児童相談所の設置準備から開設までに必要となる事項をまとめたマニュアルを作成しました。また、中核市等が新たに児童相談所を設置する場合、専門職の人材確保や育成、新たな業務のノウハウを習得することが困難なことから、都道府県に対して、様々な支援について中核市等と児童相談所設置に向けた協議を行い、支援するよう通知しました。

さらに、財政面においても、施設整備に係る費用や人材確保・育成に係る費用について補助等が行われています。

加えて、令和元年度の児童福祉法等の改正により、その附則において 5 年を目途に政府は中核市等が児童相談所を設置できるよう、児童相談所及び一時保護所の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずることを明文化し、児童相談所設置にかかる支援が促進されました。

- 【参照資料】
- 中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施（P50）
 - 児童虐待対策の強化を図るための児童福祉法などの一部を改正する法律の概要（令和元年法律第 46 号）の概要（P51）

(3) 奈良県と奈良市の状況と関係性

奈良県には、中央こども家庭相談センターと高田こども家庭相談センターの2か所の児童相談所が設置されています。中央こども家庭相談センターのうち、児童人口ベースで約40%を本市が占めています【表6】。

【表6】奈良県全体・奈良県中央・高田こども家庭相談センター・奈良市
人口分布と管轄区域

	管内人口（人）	児童人口（人）	管轄区域（市）	（町）	（村）
奈良県全体	1,340,070	199,417			
中央こども家庭相談センター (H30.10.1現在)	838,101	124,349	奈良市、大和郡山市、 天理市、桜井市、生駒市、 宇陀市	平群町、三郷町、斑鳩町、 安堵町、川西町、三宅町、 田原本町	山添村、曾爾村、御杖村
高田こども家庭相談センター (H30.10.1現在)	501,969	75,068	大和高田市、橿原市、 五條市、御所市、香芝市、 葛城市	高取町、上牧町、王寺町、 広陵町、河合町、吉野町、 大淀町、下市町	明日香村、黒滝村、 天川村、野迫川村、 十津川村、下北山村、 上北山村、川上村、 東吉野村
【参考】奈良市 (H30.10.1現在)	357,488	51,392	奈良市		
中央こども家庭相談センター に占める奈良市の割合	42.65%	41.32%			

【参考】「令和元年度版奈良県こども家庭相談センター業務のあらまし」より

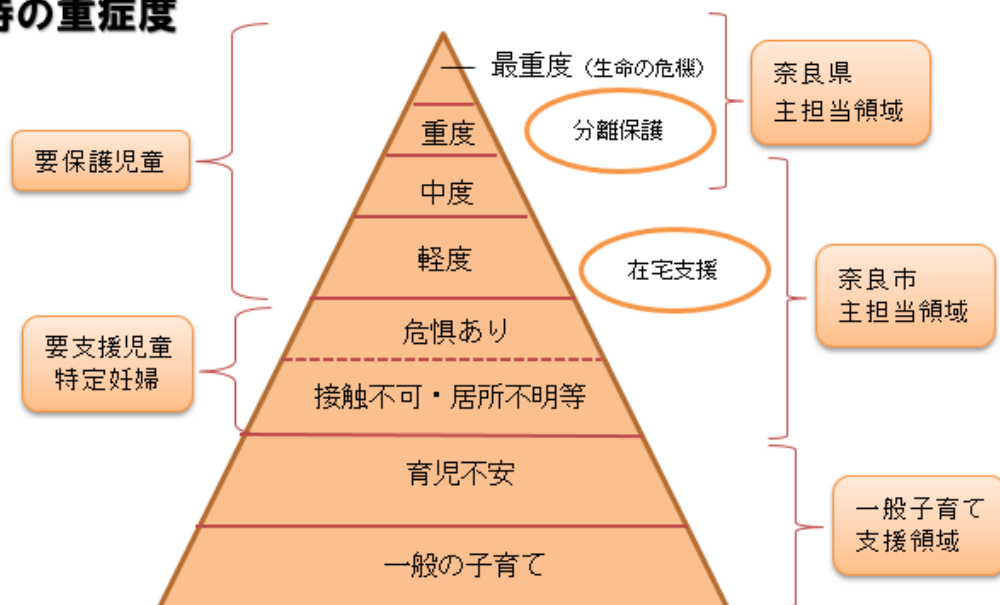
本市は基礎自治体として、住民に最も身近な存在として、子どもに関するあらゆる相談窓口の機能を有しています。児童虐待対応に関しては、通告に対する初期調査等の役割を担い、虐待対応の困難度や緊急度などに応じて、奈良県中央こども家庭相談センターと連携して対応しています。さらに、子どもの福祉に関する支援等に関わるとともに、奈良市被虐待児童対策地域協議会を設置し、関係機関とともに地域の社会資源や必要なサービスを活用しながら、継続的に寄り添った支援・相談を行っています。

一方、奈良県中央こども家庭相談センターにおいては、施設入所措置を含む行政指導や一時保護等が必要になった場合に、より専門的な知識及び技術によって、その機能を果たしています。

奈良県中央こども家庭相談センターと本市の虐待重症度によるケース担当領域体制【表 7】については、奈良県中央こども家庭相談センターは虐待重症度が概ね重度及び最重度のケースを担当し、奈良市被虐待児童対策地域協議会は虐待重症度が概ね中度及び軽度以下のケースを担当することとしています。

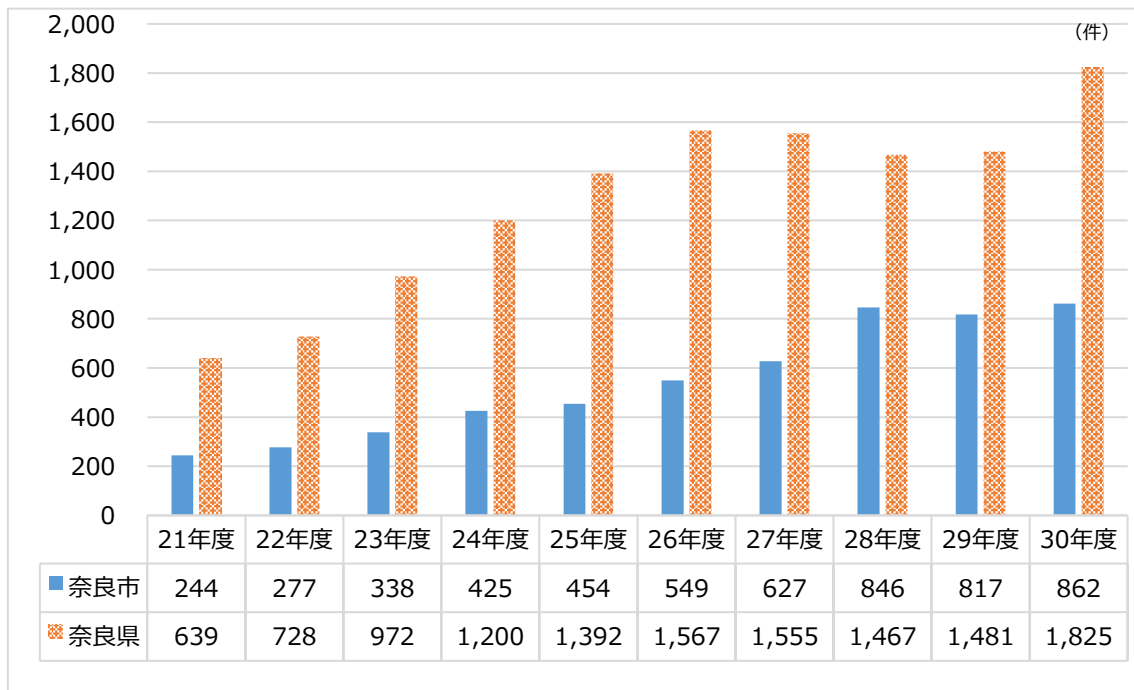
【表 7】虐待重症度による担当領域体制を表したピラミッド図

虐待の重症度

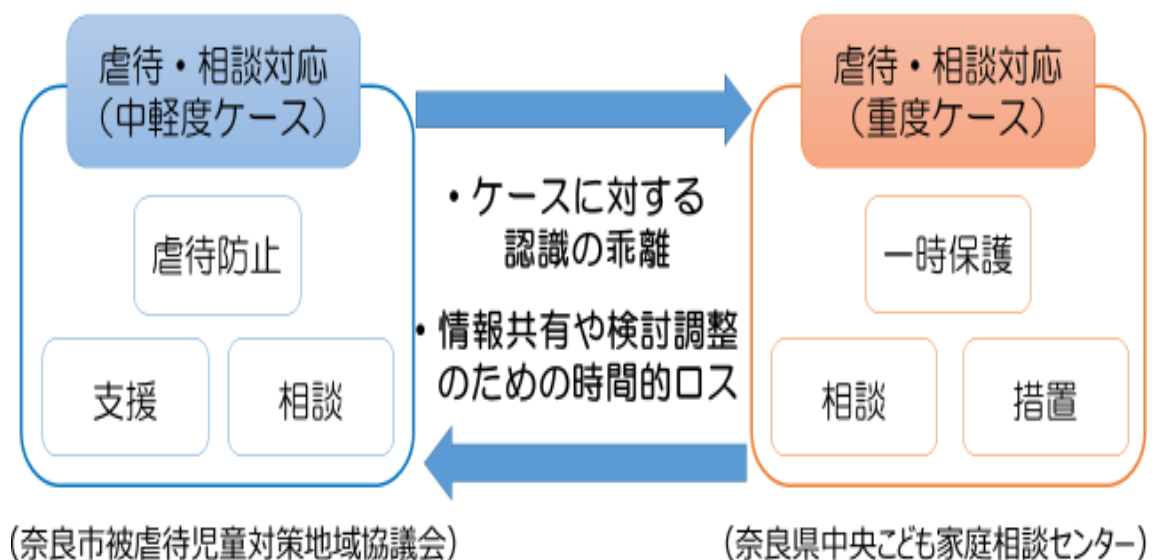


本市及び奈良県の児童虐待相談対応件数は、平成 30 年度にこれまでで最多となりました【表 8】。また、虐待につながる原因も複雑化・深刻化しており、長期の支援を要するケースが増加傾向にあります。このような中、一つ一つの対応において、奈良県中央こども家庭相談センターと奈良市被虐待児童対策地域協議会の間でケース重症度の判別基準や支援方法の考え方が異なる等の「ケースに対する認識の乖離」や「情報共有や検討調整のための時間的ロス」という課題が依然としてあります【表 9】。

【表 8】 奈良県・奈良市の児童虐待相談対応件数の推移



【表 9】 奈良市被虐待児童対策地域協議会と奈良県中央こども家庭相談センターの
現状の関係性



(4) 奈良市児童相談所設置の必要性

本市では平成 26 年・27 年に重篤な児童虐待事例が発生しました。関係機関とともに支援を行っていた家庭であったことから、外部の委員による検証会議が設置され、本市の児童虐待対応にかかる改善点が提言として報告されました。この提言を受け、児童虐待対応マニュアルや児童虐待防止行動計画の作成に加え、奈良県中央こども家庭相談センターをはじめとした支援機関同士の連携の強化や社会福祉士・心理職といった専門性の高い職員の配置、スキル向上に向けた研修の充実等に注力してきました。そして平成 30 年 4 月からは子ども家庭総合支援拠点を設置し、より専門的な対応を図っています。

そのような現状において奈良市被虐待児童対策地域協議会では、被虐待児童とその家庭の支援を行っていますが、背景が複雑な家庭環境で育った子どもたちは、成長するにつれて何らかの解決しがたい問題に悩む傾向にあり、不登校や非行、傷害、自傷などとしてあらわれることがあります。これらの子ども達とその家庭の問題を解決するためには、多くの専門家からの助言が必要であり、また長時間の支援を要します。このような状況を予防するためには、少しでも早い段階で相談に応じ、地域の社会資源等を利用しながら、支援していかなければなりません。

さらに、これまでの機能に加えて、本市が児童相談所を設置することにより、管轄区域が市内に限られるため、迅速に法的な権限を与えられた専門職が的確な判断を行い、対応することが可能になります。さらに地域の身近な関係機関との連携が容易となるため、子どもやその家庭に対してきめ細かな支援が可能になります。例えば、子どもの一時保護が解除され家庭に戻る場合に、関係機関と支援方法を検討するために今後の見通しを共有しながら協議を重ねることが容易になります。また市教育委員会を通して、学校現場と相談支援において連携を強化することができ、一時保護所の学習支援も充実させることができる等も中核市の強みです。

子ども家庭支援体制の充実のために、国の法令改正等や、これまでの児童虐待対応における現状の課題、そして市内における重症事例の発生等を踏まえ、中核市の強みを活かした児童相談所を設置しなければならないと考えます。

また、平成 30 年に厚生労働省が行った調査では、中核市による児童相談所の設置検討が進んでいないことがわかっています。本市は中核市の児童相談所設置に向けたモデルケースとなるよう、全国に先駆けて取り組みます。

3. 奈良市児童相談所設置の基本方針

「奈良市第4次総合計画後期基本計画」における子育て分野の目標は、「安心して子どもを生み、育てられ、子育てに喜びを感じることができる環境整備を行うことを目的として、地域住民との協働により、社会全体で親育ち・子育て・子育てを支援する」であり、児童虐待については「誰にでも起こりうる身近な問題と捉え、地域ぐるみで取り組む体制づくりを推進」していくことを目指しています。

このことを具体的実現するために、本市児童相談所設置の基本方針を次のように定めます。

◎ 子ども家庭支援体制の充実 ～奈良市児童相談所の設置～

☆ 妊娠期から切れ目のない子ども・家庭への総合的な支援体制の拠点を 目指す

- ・関係機関との連携により、妊娠期から子ども・家庭へ切れ目のない支援等を行い、早期からの子育ての悩みや不安に継続的に対応します。

☆ 子どもの健やかな成長と子どもの安心・安全の確保を目指す

- ・子どもを児童虐待や非行等から守り、子どもの安心と安全の確保を最優先にした支援体制を目指します。

☆ 児童虐待による重症事例の発生ゼロを目指す

- ・子どもや家庭の状況から虐待等のリスクを早期に把握し、支援を行うことにより虐待の未然防止、重症化予防に取り組みます。

☆ 地域社会全体で子どもや家庭を支える環境を目指す

- ・虐待や貧困など子どもや家庭のかかえる問題を解決するため、子育て支援に関わるあらゆる社会資源を活用し、子育てがしやすい環境づくりを目指します。また、さまざまな事情で子どもがその家庭で暮らせなくなった場合に、子どもを守る社会的養護を充実させるため、里親家庭を地域全体で支えられる体制を整えます。

4. 奈良市児童相談所・一時保護所のあり方

(1) 基本業務

① 児童相談所業務【表 10】

○相談機能

子どもに関する家庭やその他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、専門的な視点から総合的に調査・診断・判定し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用し、一貫した子どもへの援助を行います。

- ・ 養護相談…児童虐待、保護者の養育困難などに関する相談
- ・ 障害相談…肢体不自由、知的障害などに関する相談
- ・ 非行相談…ぐ犯行為⁵⁾、触法行為に関する相談
- ・ 育成相談…家庭内しつけ、不登校、性格行動などに関する相談
- ・ 保健相談…未熟児、内部機能障害などに関する相談

○一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離し、一時保護を行います。

- ・ 緊急保護…さまざまな理由により保護者がいない又は住まいがない子ども、児童虐待などのため家庭から一時引き離す必要がある子ども、子どもの行動が自己又は他人に危害を及ぼすなどの場合。
- ・ 行動観察…適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導などを含め総合的なアセスメントを行う必要がある場合。（アセスメント保護）

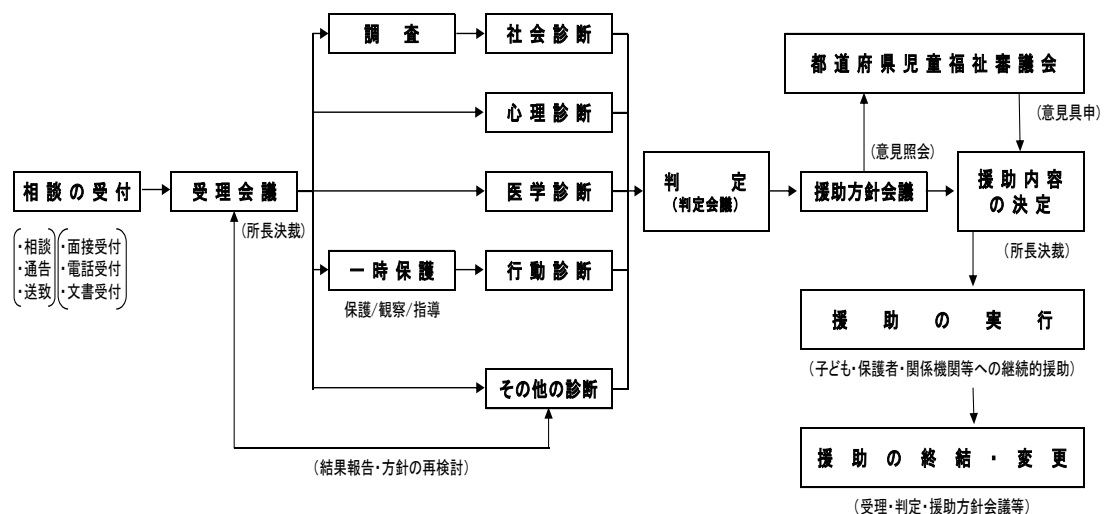
⁵⁾ ぐ犯行為：度重なる家出や深夜徘徊、暴走族や暴力団関係者など不道德な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱など、将来刑罰法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動。（少年法第3条第1項第3号）

- ・短期入所指導…短期間の心理治療、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合で、子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適切であると判断される場合。

○措置機能

総合的な調査・診断や一時保護による行動観察等の結果、児童相談所長が必要と判断した場合は、子ども又はその保護者を児童相談所その他の関係機関や関係団体の事業所・事務所に通わせ、児童福祉司等に指導させたり、または子どもを乳児院⁶⁾や児童養護施設⁷⁾等に入所させたり、里親やファミリーホームに養育を委託します。

【表 1 0】児童相談所における相談援助活動の体系・展開



【参考】「児童相談所運営指針」より

- 6) 乳児院：乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第 37 条）
- 7) 児童養護施設：保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第 41 条）

② 一時保護所業務

児童相談所に付設する一時保護所において、保護が必要な18歳未満の子どもを一時的に預かり、安全が確保された環境の中で、子どもの気持ちに寄り添いながら治療的ケアを含めた支援を行います。平成30年7月に厚生労働省より発出された「一時保護ガイドライン」をもとに適切な対応を目指します。

子どもの安全確保を最優先とするため、一時保護所での緊急保護は子どもの自由な外出を制限する環境で行います。子どもの成長発達にとって、家庭的環境での生活が一番良いとされており、また、一時保護所は子どもが初めて家庭を離れて生活する施設となることが多いことから、子どもが安心して生活することができるよう、一人一人に目を配り、家庭的な雰囲気のもとで一時保護を行います。

- ・一時保護の期間…目的を達成するために要する必要最低限の期間とし、原則2か月を超えてはならない。ただし、児童相談所長が必要であると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。
(親権者の同意がない場合は、家庭裁判所の承認が必要。)

【参照資料】 ○ 一時保護ガイドライン（概要）（P52）

《児童相談所と一時保護所を併設するメリット》

児童相談所と一時保護所を併設することで、保護されている子どもが児童福祉司と頻繁に面接を行い、子どもの気持ちを伝えることができるとともに、同一施設内で心理診断を行うことで、場所の移動等に伴う子どもの負担を軽減することができます。さらに、人員や施設の管理を一括して行うことができるだけでなく、児童福祉司・児童心理司・一時保護所職員の連携がとりやすくなる等のメリットがあります。

(2) 施設と支援のあり方

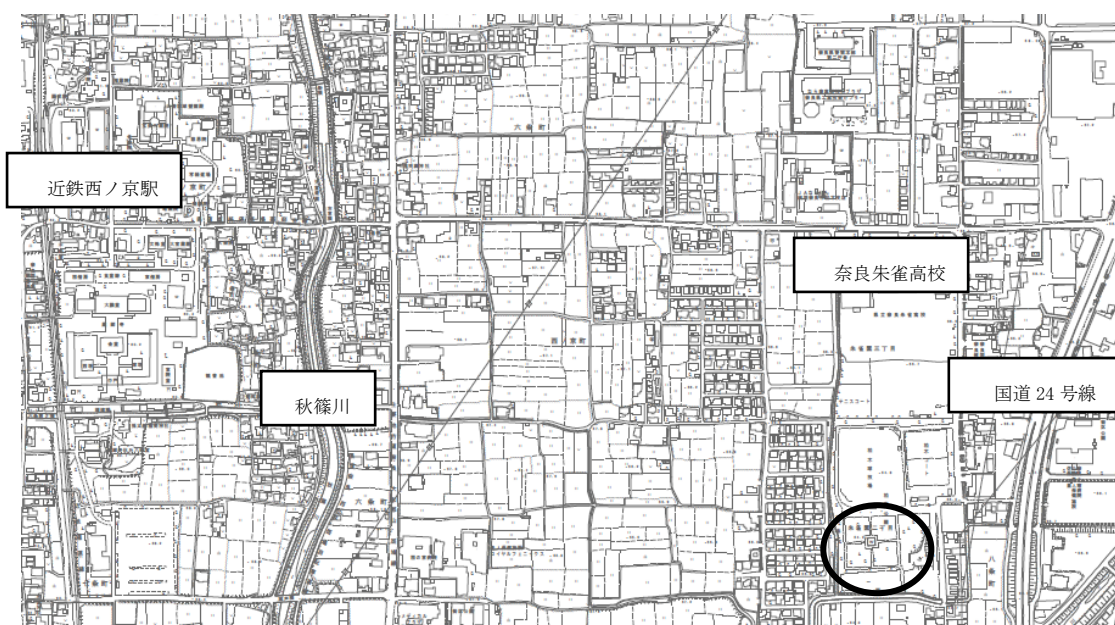
①施設概要（案）

名 称	奈良市児童相談所・一時保護所
所 在 地	奈良市柏木町 255 番の 1（奈良市柏木公園内）
階 数	地上 2 階建て
用 途 地 域	指定なし（市街化調整区域）

児童相談所整備予定候補地は、平松一丁目の奈良県総合医療センター跡地としていましたが、施設整備に相当の期間を要することが判明したため、候補地を見直しました。候補地検討においては、駐車場も含めて必要な広さを確保できる市有地であることや、市役所に近く、国道等により交通アクセスが良いこと等を条件に検討を進め、予定候補地を奈良市柏木公園に変更しました。

柏木公園は、テニスコートや夜間も使用できる球技場を有する都市公園で、市民の健康づくりや競技スポーツの場となっています。本市は、児童相談所・一時保護所を含めた複合的な子育て支援施設「※（仮称）奈良市子どもセンター」の設置を検討しています。柏木公園の北側のテニスコートや球技場は残しつつ、南側に子どもセンターを建設し、公園と一体的な整備を目指します。

・設置予定地（○囲み）



※（仮称）奈良市子どもセンター

子育てにおける不安や児童虐待を早期に予防し、市内に住むすべての子どもたちが健やかに育つ環境を整えるため、子育てに関する総合窓口として整備を行う。

児童相談所・一時保護所のほかに、親子が気軽に遊びに訪れることができる「地域子育て支援センター」「キッズスペース」を併設するとともに、家庭や子どもの悩みを気軽に相談できる「子ども家庭総合支援拠点」を、現在の市役所内から移設する。また、現在市内にあり、子どもの発達に関する相談や療育を行っている「子ども発達センター」を移設する。

「児童相談所・一時保護所」「地域子育て支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」「子ども発達センター」「キッズスペース」の5つの機能を1つの施設に集約することで、職員同士の連携が密接になるだけでなく、中核市が児童相談所を設置するメリットを最大限に活かし、子育てに関する一般的な悩みからより専門的な悩みまで、市内のすべての子どもや家庭をワンストップで支援する。また、奈良市被虐待児童対策地域協議会の調整機関も担い、常に関係機関との連携を行う。

② 奈良市児童相談所の支援と施設の考え方

◎支援について

○ 妊娠期から早期に支援する

妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行う子育て世代包括支援センター（平成 27 年度から健康増進課内に、平成 29 年度から都祁保健センター内に開設）との情報の共有や緊密な連携により、妊娠期から切れ目なく虐待予防を図ります。

○ 専門性の高い相談窓口になる

専門性の高い相談窓口として、児童福祉司や児童心理司等の専門性の高い職員を配置し、個別のニーズを把握した助言を行うことや子ども・保護者が施設や支援等を適切かつ円滑に利用できるよう、相談・支援業務の質を高めていきます。また、利用者が安心して相談できるよう、プライバシー保護に配慮した施設を目指します。

○ 必要な情報を速やかに収集し判断する

生活状況を把握し、緊急度を適切に判断するため、奈良市被虐待児童対策地域協議会を構成する関係機関等からも速やかに情報を収集・アセスメントし、リスク判断を行います。

○ 関係機関と漏れなく情報を共有する

関係機関等と密接に連携し、児童相談所が中心となって収集した情報を共有することにより、支援を必要とする子どもや家庭への支援を継続し、重症化を防ぎます。

○ 迅速かつ臨機応変に対応する

緊急対応が必要と判断したケースには初期対応体制を整え、必要に応じて一時保護を行うことで、子どもの安全を確保します。また、管轄区域が市内に限定されるため、休日夜間の緊急通告にも本市の判断により迅速に対応します。

◎施設について

○保護者や子ども、関係機関が相談しやすく、また専門的な診断による説明に落ち着いて耳を傾けられる雰囲気を感じる施設とします。

○利用者のプライバシー保護や安全性に配慮します。

奈良市児童相談所の施設コンセプト	
事務室	職員同士の連携や活発な情報共有を行う場として活用することを想定し、ショートミーティングが行える空間を整備、今後の法改正等による職員の増員も考慮して十分な広さを確保
待合室	子どもや保護者のプライバシーに配慮した構造、子どものおもちゃや本を設置、安心して相談することが出来るよう落ち着いた雰囲気をつくる
面接室(相談室) 判定室	防音やプライバシーに十分配慮した構造、安心して落ち着いて相談できる温かな雰囲気、子どもや保護者等との相談や療育手帳の判定等の際に使用
観察室	子どもや保護者の様子の観察に対応できる構造
家族療法室 箱庭療法室 遊戯療法室	それぞれの心理療法を行う際に使用、落ち着いて各種療法が受けられるような構造

③ 奈良市一時保護所の支援と施設の考え方

◎支援について

○ 子どもの安心・安全が確保される場所

外部からの不当な侵入や子どもの視認を防止します。また、事故等を防止するため、施設の構造は子どものプライバシーに配慮した上で死角をなくし、子どもの安心・安全を守ります。

○ 一人一人の子どもの状況に応じることができる場所

一時保護を行う背景は、虐待や非行等さまざまであり、それぞれの状況に応じて適切に対応します。また、子ども一人一人に細やかな対応を原則とし、居室は個室化を行い、日中活動の混合処遇への対応についても検討していきます。

○ 子どもの権利擁護を図る場所

子どもの安全確保等の目的のため、外出や生活上の制限をかける場合でも子どもに対して丁寧に説明し、納得を得られるよう努めます。また、明るく温かみのある空間を形成し、生活習慣を身につけられるような、できるだけ家庭環境に近い生活環境を実現します。

○ 学習の機会を保障する場所

一時保護により通学等が制約されることから、それぞれの子どもの理解度に応じた学習の機会を提供するとともに、進路選択を控える子どもには個別で学習の機会を設ける等により、子どもの希望に沿った支援を行います。

教育委員会と連携のとりやすい基礎自治体のメリットを活かし、子ども一人一人の原籍校での学習状況を把握したうえで学習の機会を提供し、一時保護を解除する際には、一時保護所での学習内容を原籍校に伝達することにより、一時保護を行うことが子どもの不利益にならないようにします。

○ 地域における社会資源と連携した子どもへの支援

一時保護の期間はできるだけ短期間とし、解除後に家庭へ戻る際には、地域における社会資源と連携した支援を目指します。

◎施設について（定員：12名予定）

- 外光を十分に受けられ、温かみのある雰囲気子どもたちが安心して生活できる環境を整えます。
- 子どもたちが起床・食事・学習・運動・自由時間・就寝まで規則正しい日常生活を送ることができる施設を整備します。
- 自由な時間を通じて、子どもたちが今までの生活を見つめ直し、今後について考えることができるような空間を作ります。
- 一時保護所に入所する動線は、周辺からの視線に配慮した構造とします。

奈良市一時保護所の施設コンセプト	
居室	個別化された丁寧なケアの提供に加え、きょうだい等の複数児童や1人では不安で夜眠れない子どもに対応できるよう2人部屋にもできる広さの確保、間仕切りの可変性を採用する、ベッドの部屋と布団の部屋を用意し、環境の変化によって子どもたちにかかる負担を少しでも減らす
静養室	感染症等の特別な配慮が必要な子ども等への対応の際に使用できるよう、シャワーやトイレの設置、クッション性の壁等の採用 精神的に不安定になってしまった子どもたちが1人になって落ち着きを取り戻せるよう工夫する
一時保護準備室	入所に際し、子どもたちに対して一時保護の必要性を説明したり、保護所内での生活等についてオリエンテーションを行う
学習室	普段の学習から遠ざかる不安を解消し、落ち着いた環境において一時保護期間における子どもの学習の機会を保障する 年齢や発達課題などに応じて、それぞれの子どものに合った方法・学力の学習ができるよう工夫する
医務室	一時保護児童の診察や手当てを行う
厨房・食堂	アレルギー等の子どもたち個々の状況に対応し、食事内容もバランスの取れた温かい食事を調理し提供する 明るく楽しい雰囲気ですぐに食事ができるよう工夫する
プレイルーム(談話室)	集団でグループ活動を行ったり交流を行ったり、日中ゆっくりと過ごす時間に使用 文化的なものに触れられるよう、ゲームや本などを備える
体育館	雨天時にも十分に体を動かしたりレクリエーションを行う
グラウンド	外部からの視線に配慮した屋外における活動場所を確保する
指導員室	指導員の執務スペースで子どもたちの確認に死角をつくらぬよう配慮する

《一時保護所の定員設定》

奈良県一時保護所における平成 29 年度の本市児童に係る平均保護人数（1 日あたりの平均人数）は 3 人、最高保護人数（最も多かった日の人数）は 6 人でした。このことを踏まえ、有識者の意見も参考に次のように考えました。

○市が児童相談所を設置することで重症化する前に早期に対応することが可能になるため、保護人数が増加することを想定し、最低でも平均保護人数の 3 倍は必要。（男児 3 名・女児 3 名・幼児 3 名）

○最高人数を保護する際に、男児・女児・幼児の人数に偏りが生じる場合を想定し、さらに余裕をもたせる必要がある。

○施設入所や里親委託といった社会的養護や、家庭での生活を安心して送れるような支援・見守り体制を充実させ、一時保護の期間を必要最小限としていく。

以上のことから、一時保護所定員を 12 名（男児 4 名・女児 4 名・幼児 4 名）と設定しました。

(3) 奈良市児童相談所・一時保護所の組織体制等

国から発出されている児童相談所運営指針より、本市の人口規模では①総務部門、②相談・措置部門、③判定・指導部門、④一時保護部門の組織構成が標準とされています。それぞれの主な業務としては、①総務部門は、施設の維持管理や全体的事業の企画・普及、一時保護児童の所持品の引き取り、保管及び処分等が挙げられます。②相談・措置部門は、相談の受付や調査・社会診断及び指導、一時保護手続き等があり、③判定・指導部門は、調査・社会診断、医学診断、心理診断等及び指導や療育手帳の判定等が挙げられます。また、④一時保護部門は、一時保護の実施や一時保護した児童の保護・生活指導・行動観察・行動診断等があります。

これらを踏まえたうえで、本市では相談や虐待予防等の取り組みの充実と中核市が設置する児童相談所のメリットを十分に活かすために、児童相談所の組織構成を以下のとおり検討しています。

◎奈良市の組織体制の考え方

○ **それぞれの部門ごとに組織を構成し、業務効率化を図ります。**

組織については、児童相談所の業務で必要となる事務処理や研修・広報啓発活動を一括して行う「総務部門」、児童相談所の主な機能である相談・措置・判定・指導機能を集約した「相談・支援部門」、一時保護した子どもへの支援を行う「一時保護部門」の3つに分け、役割分担を明確にすることで、業務の効率化を図ります。

○ **相談・支援に積極的に心理診断を活用し、効果的な支援を行います。**

相談・支援部門と判定・指導部門を1つの組織とし、児童福祉司と児童心理司が一体的に相談・支援を行います。相談業務に積極的に心理診断を活用することで、家庭の全体像や課題に至るまでのプロセスをより多角的に把握し、効果的な支援につなげていきます。

○ **相談種別に関わらず、すべての相談を地区担当が切れ目なく対応します。**

相談は、その内容から単純に区別することは困難であり、家庭問題等が複雑に絡み合っています。そのため、相談対応体制は地区担当制を採用し、地区担当内の児童について、児童虐待対応を含む養護相談、非行相談・障害相談（判定を除く）等の相談種別に関わらず、一元的に切れ目なく対応していきます。

また、担当地区にある社会資源を把握し、効果的にサービスの利用につなぎ、虐待の予防的視野に立った支援を行っていくことができます。

○ **緊急時に迅速に対応できるチームを構成します。**

介入等緊急に対応しなければならない事案が発生した場合に備え、経験や知識のある職員でチームを構成することで、的確に判断し、迅速に対応します。保護者への指導を効果的に行うため、介入機能と支援機能の分離を考慮した組織体制とします。

奈良市の組織体制と役割の考え方	
総務部門	相談・支援業務や一時保護所業務上で必要となる事務処理を他部門と連携しながら一括して担う。 施設・人員・予算等の管理を行うとともに、研修企画や広報啓発活動の中心となり、業務の効率化を図る。
相談・支援部門	児童相談所の機能である相談・措置・判定・指導機能を一元的に担当する。 虐待の予防的視野に立ったサービス等を利用した支援の充実を図る。 介入機能と支援機能の分離を考慮した組織体制とする。
一時保護部門	一時保護した子どもへの支援を担当し、子どもの気持ちに寄り添った温かなケアを実現する。相談・支援部門と常に連携し、丁寧な行動観察に基づいて援助指針を決定する。

（４）奈良市児童相談所・一時保護所の職員体制のあり方

専門性の高い相談体制・一時保護体制を確立させるためには、継続的な人材確保と職員の養成は欠かせません。職場内でＯＪＴ^{８)}ができる人員配置を確保しながら、児童相談所業務経験者や、派遣研修を経た者、奈良県からの人事交流によって本市へ派遣された職員など、さまざまな経験ある職員を配置していきます。

児童相談所及び一時保護所に配置する主な職員は以下のとおりです。

◎所長

児童相談所・一時保護所全体の事業を調整し、外部との関係づくりを行います。所長には子どもの処遇について大きな権限があり、そのため子どもの人権擁護を常に念頭に置いた判断が求められます。

○業務内容

- ・ 都道府県知事等の監督を受け、所務を掌理する
- ・ 所長として法に定められている権限の行使
- ・ 児童福祉法第 32 条により都道府県知事等から委任された権限の行使
- ・ 各部門の業務の統括
- ・ 児童相談所を代表しての対外活動を行う

○資格

- ・ 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- ・ 社会福祉士
- ・ 児童福祉司として 2 年以上勤務した者 等

◎児童福祉司

相談や通告のあったケースの担当者となり、調査・診断等をもとに子どもや家庭への支援方針を立てるとともに、必要に応じて組織的に指導を行います。常に子どもの権利を追求し、関係機関と連携・協力し合いながら対応することができる能力が求められます。

^{８)} ＯＪＴ：On The Job Training の略。職場内訓練のことで、日常の職場のなか、上司が随時部下に対して実際の仕事に即して直接に作業や業務に必要な知識や技能、態度を計画・体系的に指導する教育訓練。

○業務内容

- ・子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じる
- ・必要な調査、社会診断を行う
- ・子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行う
- ・子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行う
- ・里親支援機関⁹⁾等と連携しながら、里親委託している家庭への支援を行う。また、子どもと里親を希望している家庭とを選定するための交流や関係調整を行う。

○資格

- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士
- ・医師
- ・保健師・保育士等の一定の資格を有し、講習終了などの要件を満たした者 等

○配置基準

- ・次の①+②+③の合計以上とすること

① 各児童相談所の管轄区域の人口 3 万人に 1 人以上を配置することを基本とする。

＜計算式：児童相談所の管轄区域の人口/3 万人（端数切り上げ）＞

② 全国平均より児童虐待への対応件数が多い場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。

＜計算式：（各児童相談所の児童虐待相談対応件数

各児童相談所管轄区域の人口 × 0.001 ） ÷ 40 ＞

③ 里親に関する業務の担当として、児童相談所ごとに 1 人配置する。

⁹⁾ 里親支援機関：里親等の制度の普及啓発や里親等の資質の向上を図るための研修、里親等に対する相談・支援など、里親等への支援を総合的に実施することを目的に、都道府県または指定都市、児童相談所設置市が事業の委託先として指定した機関。里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等がある。

奈良市児童相談所における配置の考え方

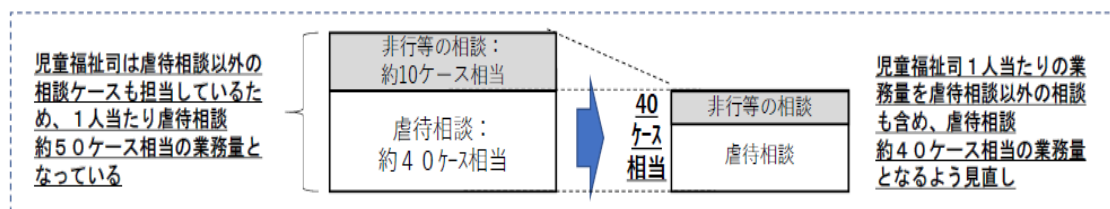
(児童虐待相談対応件数は平成 30 年度実績、人口は直近の国勢調査)

- ① $360,310 \text{ 人} \div 30,000 \text{ 人} = 13 \text{ 人}$ (端数切り上げ)
- ② $(502 \text{ 件} - 360,310 \text{ 人} \times 0.001) \div 40 \approx 4 \text{ 人}$
- ③ 1 人
- ① + ② + ③ = 18 人

よって、少なくとも 18 人の児童福祉司を配置する。

平成 30 年 3 月、東京都において児童虐待が原因とされる死亡事例が発生したことを受け、国は同年 7 月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を公表しました。さらに同年 12 月には、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を決定し、児童相談所の体制強化の 1 つとして、児童福祉司 1 人当たりの業務量が 40 ケース相当になるよう、①において管轄区域の人口を 4 万人から 3 万人に見直されたことから【表 1 1】、本市は制度改正に対応した配置数を実現します。

【表 1 1】児童福祉司の配置基準の見直しイメージ図



【抜粋】「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン) 骨子 (別紙) より

◎児童福祉司スーパーバイザー (児童福祉司 S V)

ケースの担当は持たず、他の児童福祉司への助言指導を行います。児童福祉司が担当するケースの進捗状況を把握し、今後の見通しも含めた支援のアドバイスをする必要があります。児童福祉司としての業務経験を活かしたマネジメント力が求められます。

○業務内容

- ・児童福祉司及びその他相談対応職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行う

○資格

- ・児童福祉司として概ね5年以上勤務した者であって、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了した者

○配置基準

- ・児童福祉司（スーパーバイザー以外）6人につき1人のスーパーバイザーを配置すること（端数は四捨五入）

奈良市児童相談所における配置の考え方

児童福祉司6人につき1人の配置基準より、少なくとも3人の児童福祉司スーパーバイザーを配置する。（児童福祉司数のうち数）

◎児童心理司

心理診断や心理検査、観察等の必要な検査を正確に行うことが出来る専門性に加えて、子どもや保護者がその結果によって今後の見通しが立てられるように、的確に説明できる能力が求められます。また、児童福祉司との連携を通じて、心理診断を積極的にケースワークに活かしていくことも必要であると考えます。

○業務内容

- ・子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断を行う
- ・子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行う

○資格

- ・公認心理師
- ・心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員は、医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者又は大学において心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者等が含まなければならない

○配置基準

- ・児童福祉司2人につき1人以上の児童心理司を配置すること（端数は四捨五入）

奈良市児童相談所における配置の考え方

児童福祉司2人につき1人以上の配置基準より、少なくとも9人の児童心理司を配置する。

◎児童心理司スーパーバイザー（児童心理司S V）

児童心理司としての経験を活かし、児童心理司の行う心理診断等について指導を行います。また、ケースの進捗状況を把握し、児童心理司の視点から支援方法や今後の見通しについて助言できる能力が必要です。

○業務内容

- ・児童心理司及び心理療法担当職員の職務遂行能力の向上を目的として、指導及び教育にあたる

○資格

- ・心理判定及び心理療法並びにカウンセリングを、少なくとも 10 年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有する者

○配置基準

- ・なし

奈良市児童相談所における配置の考え方

少なくとも2人の児童心理司スーパーバイザーを配置する。（児童心理司数のうち数）

◎一時保護所児童指導員

一時保護所に入所する児童は、さまざまな事情をかかえています。個々の児童の状況に応じた支援を可能にするためにも、専門性の高い職員の養成が求められます。また、子どもが安心感を持って生活できるよう、一人一人の心に寄り添いながら、適切な援助ができる能力が必要です。

○業務内容

- ・一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等、一時保護所業務全般に関すること
- ・児童福祉司や児童心理司等と連携して、子どもや保護者等への指導を行う

○資格

- ・社会福祉士、精神保健福祉士、3 年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの 等

○配置基準

- ・満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児には、概ね 2 人に 1 人以上配置すること

- ・満3歳以上の幼児には、概ね4人につき1人以上配置すること
- ・少年には、概ね5.5人につき1人以上配置すること

奈良市一時保護所における配置の考え方

配置基準に加え、夜間支援にも対応できる人員配置を行う。

◎弁護士

子どもの人権を守るために、必要となる法的手続きを担当するとともに、児童相談所職員に批判的な保護者への対応や職員への法的知識の説明等、常時児童福祉司と情報共有しながら助言・指導を行います。

奈良市児童相談所における配置の考え方

常時弁護士による助言または指導を受けることができる人員配置を行う。

◎医師

児童相談所に対応する子どもや保護者の状態を医療的に診断し、援助方針に活用します。また児童心理司の行う診断へのアドバイスをを行います。

奈良市児童相談所における配置の考え方

少なくとも1名の医師を配置する。

◎保健師

子どもの健康・発達面について判断し、児童福祉司と連携して家庭支援を行います。また、一時保護所における子どもの生活指導等にも関わります。

奈良市児童相談所における配置の考え方

少なくとも1名の保健師を配置する。

◎その他の職員

○教員

教員経験を活かし、学校等と密接に連携し、児童虐待や非行相談等に対応します。また一時保護所の学習においても、子どもの原籍校と連携し、それぞれに最適な方法や学習レベルに合わせた指導を行い、子どもに不利益とならないよう学習支援を行います。

○保育士

一時保護所において、主に幼児を対象にしながら、子どもたちと日常をともにし、子どもたちの心情を理解することによってさまざまな支援や援助を行います。

奈良市児童相談所における配置の考え方

子どもの権利を実現するため、さまざまな専門職の確保を目指します。

児童相談所・一時保護所の運営において、子どもの健全育成・権利擁護のため、職員は子どもやその保護者等に対して、援助に必要な専門的知識・技術・態度をもって対応しなければなりません。そのため、児童相談所開設に向けて、奈良県こども家庭相談センターや他都市の児童相談所への職員派遣研修を行う等により人材育成を図ることや児童福祉司の任用資格を得られるよう、通信教育の受講をサポートするとともに、必要な専門職員の採用等により、人材確保にも努めていきます。また、児童福祉司は複雑で困難なケースに24時間体制で対応しなければならず、職員自身が心身ともに安定してこそ、効果的な支援ができると考えます。そのため、長時間勤務をすることなく、丁寧な相談支援ができるよう1人当たりの担当ケース数を検討します。また、1人で抱え込むことなく、スーパーバイザーや同じチーム内で相談し合える仕組みをつくります。

職員数については、国が示す基準を考慮しつつ、本市として業務遂行に必要な人員配置を検討していくものとします。

また、開設時に業務に支障が出ないよう、必要となる人材については奈良県からの職員派遣を検討することとします。

なお、今後の法令改正等に応じて随時見直しを行うこととします。

(5) 財源措置等

① 施設整備費【表12】

・児童相談所

平成30年度から、整備費の一部に施設整備事業債を充てることができるようになり、その元利償還金について、地方交付税措置が講じられます。

・一時保護所

平成29年度の中核市市長会による調査で、国は整備費の1/2相当を補助していますが、事業費ではなく入所定員をベースとした算定方法であるため、実際の整備費の1割程度に留まっていることがわかりました。

平成30年度から、中核市等が新たに一時保護所を整備する際に一定要件を満たしている場合の加算が創設されました。

さらに、令和元年度からは、個別処遇をするための個室やユニット化による小規模な生活空間を整備した場合の加算が充実しました。

児童相談所及び一時保護所の施設整備費について、平成30年度以降の国からの措置はあるものの、中核市等が新たに設置するために十分な補助が得られていない状況であり、その財源措置については、事業費に対する負担金とすることを引き続き求めていく必要があると考えます。

【表12】令和元年度の児童相談所・一時保護所に対する財政措置（施設整備費）

	施設整備費
児童相談所	○一般財源 平成18年度一般財源化 ※平成30年度から、児童相談所整備に係る、一般財源化前の国庫補助金相当額（総事業費の1/2）が施設整備事業債の対象となり、その元利償還金について、地方交付税措置が講じられることとなった。
一時保護所	○国庫補助金 次世代育成支援対策施設整備交付金 ◆補助単価（A地域 東京都の場合） 基本分：定員1人あたり270万円 加算分：定員1人あたり95万円（初度設備相当加算、個別対応加算） ◆補助率：1/2相当

②運営費【表 1 3】

・ 児童相談所

児童相談所の体制強化を図るため、平成 30 年度は児童福祉司の交付税措置について前年度より職員 1 名分（標準団体ベース）増員されました。さらに、令和元年度における交付税措置は、児童福祉司が職員 16 名分、児童心理司が職員 4 名分（いずれも標準団体ベース）増員されたことに加え、児童虐待相談対応件数に応じた補正が新設されました。

また、児童相談所の業務が円滑に行われるよう医師や弁護士配置に係る経費が国庫補助の対象になっていることに加え、児童虐待の通告を受けた際に子どもの安全確認等を迅速・確実に行う体制を強化するための職員配置等についても補助金の措置がなされています。

・ 一時保護所

一時保護所を運営するための事務費や一時保護した子どもの生活に必要な事業費が措置されていることに加えて、一時保護所内できめ細かなケアを行っていくために学習指導協力員や専門的ケア対応協力員等の配置が一時保護機能強化事業として国庫補助の対象となっています。

しかし、児童虐待対応や関係機関連携の充実を安定的・継続的に業務を推進するために、専門職育成、児童虐待対策事業等にさらなる財政措置の充実を求めます。

特に、国の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」で示された事業を行うために、人件費については実態に見合ったものとし、恒久的な特定財源として措置されることが必要であると考えます。

令和元年の児童福祉法等の改正により、児童相談所を設置する中核市等に対して政府はさらなる支援を講ずるとされました。児童相談所設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員に対する費用の補助はあるものの、人材育成に係る研修経費には財源措置はなく、市の負担となっていることから、国に対して対策を求めていく必要があると考えます。

【表 1 3】令和元年度の児童相談所・一時保護所に対する財政措置（運営費）

	運営費	補助（非常勤）職員経費
児童相談所	○一般財源化 昭和60年度一般財源化 ※地方交付税の算定において、平成30年度は前年度から標準団体ベースで職員1名分増員された	○国庫補助金 児童虐待・DV対策等支援事業費補助金 ◆補助単価 ・保護者指導を行う者（児童相談所1か所あたり）3,528千円 ・非常勤医師（1都道府県あたり）748千円 ・非常勤弁護士（児童相談所1か所あたり）7,822千円 ・安全確認を行う者（児童相談所1か所あたり）13,851千円 ・医療連携支援コーディネーター（児童相談所1か所あたり）4,433千円 ・研修専任コーディネーター（1都道府県市あたり）4,617千円 ・専門職採用活動を行う者（1都道府県市あたり）4,184千円 ・都道府県等職員の派遣に係る代替職員（1都道府県あたり）6,839千円 ・児童相談所設置準備に係る補助職員（1市区あたり）2,172千円 ・児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員（1市区あたり）3,420千円 ◆補助率：1/2
一時保護所	○国庫負担金 児童入所施設措置費等国庫負担金 ◆補助単価 1か所あたり4,786万円 （東京都特別区定員40名の場合） ◆負担率：1/2	○国庫補助金 児童虐待・DV対策等支援事業費補助金 ◆補助単価 ・学習指導協力員 基本分：1,635千円×配置人数（上限3名） 加算分：2,518千円（配置人数のうち1名まで） ・障害等援助協力員 ・トラブル対応協力員 ・専門的ケア対応協力員 ・一時保護委託付添協力員 ◆補助率：1/2 児童相談所1か所あたり 1,635千円×実施事業数（配置協力員種別数）

（６）児童相談所設置に向けて

本市が制定した「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の目的である「奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していける」まちづくりを目指し、子どもや家庭を支援していきます。

① 人材確保と人材育成

子どもや家庭への支援を充実するためには、社会情勢等を踏まえ必要とされる体制を整えるとともに、職員のスキルアップを継続していくことが必要です。国から求められている配置数を確保するのみではなく、専門職としての資質の確保も必要であり、奈良県や先進的に児童虐待対応や社会的養育等に取り組んでいる自治体の情報収集や派遣研修が有効であると考えます。さらに、必要な知識や技術を習得するために、各専門機関、具体的には子どもの虹情報研修センター¹⁰⁾やJaSPCAN¹¹⁾等が実施する研修会に参加し、すべての職員の計画的な育成に努めなければなりません。

一時保護所における支援についても同様に、子どもの安全を確保しつつ、権利擁護に配慮することにより子どもにとって最適な一時保護所としなければならないことから、子どもの意見を募る仕組みの導入を検討するとともに、支援を行う職員のスキルアップを図る必要があります。

今後、子どもや家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、開設時の状態に固執するのではなく、その時の状況に応じた人材育成や人材確保を行っていくことが重要です。

人材育成においては、平成 30 年度は奈良県中央こども家庭相談センター及び高田こども家庭相談センターへ職員を派遣し、1 年間の研修を行いました。令和元年度は奈良県中央こども家庭相談センターに加え、他府県の児童相談所へも職員を派遣し研修を行っています。

¹⁰⁾ 子どもの虹情報研修センター：児童虐待問題や非行等の思春期問題への対策の一環として、専門機関（児童相談所や児童家庭支援センター等）からの専門的な相談や、虐待問題等対応機関職員の研修及び児童福祉施設における臨床研究と連携した研究などを通じて、関係機関の専門性の向上を図ることを目的として、社会福祉法人横浜博萌会により設置・運営されている。

¹¹⁾ JaSPCAN：一般社団法人 日本子ども虐待防止学会のこと。子ども虐待防止を目指し、医療・保健・福祉・教育・司法・行政などの実践家・研究者が一同に会する研究会。実践経験や研究を交流しあい、子ども虐待防止についての取り組みの推進を目的として設置されている。

② 社会的養護

児童福祉法の改正により明確化された理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集した有識者による検討会議で「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。このビジョンでは、子どもが権利の主体であること、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育を充実させること、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組も含めた里親による養育を推進することを明確にしています。

この家庭養育優先の理念に基づき、本市は市民の里親への理解を深め、地域全体で里親家庭を支援する、里親家庭が暮らしやすい環境づくりを目指していきます。

しかし、本市の代替養育を必要とする子どもたちに対して、里親のなり手はまだ不足しています。そのため、里親のなり手を増やすために、現在行っているしみんだよりや市のホームページなどを使った制度の周知や、里親に関心のある方に向けた里親相談会の実施等、具体的に里親家庭になるための情報を提供し、里親のなり手を増やす取組みを引き続き行っていきます。また、実際に里親になった家庭への支援についても、定期的な訪問や諸々の手続についてのサポートに加えて、地域全体で里親家庭を支援していくために、社会資源への橋渡しを行っていく等の体制を整えていきます。

また、一人一人の子どもに応じて、より良い養育先を選ぶことができるよう、里親家庭での養育以外にも児童養護施設・乳児院等さまざまな選択肢を用意することが必要だと考えています。

③ 関係機関との連携

本市児童相談所開設に伴い、新たに児童相談所業務を行うことになるため、児童養護施設や障害児入所施設、警察、裁判所等の関係機関との協力が欠かせません。また奈良市被虐待児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携強化も必要です。そのため、それらの関係機関との交流をすすめ、開設後も協力・連携関係が構築できるよう努めていきます。

④ 奈良県との協議

平成 29 年 10 月に奈良県とプロジェクトチームを設置し、本市が児童相談所を設置するために必要となる事項について協議をすすめています。

○ 構成メンバー

奈良県：こども家庭課

中央こども家庭相談センター、高田こども家庭相談センター

奈良市：子育て相談課

○ 協議項目

- ・職員派遣研修
- ・移譲業務の確認と整理
- ・奈良市児童相談所開設へ向けてのスケジュール
- ・国等の関係機関連携
- ・都道府県社会的養育推進計画 等

○ 進捗状況

平成 30 年度から実施している職員派遣研修では、派遣職員数や条件等を調整するとともに、派遣職員は定期的に奈良市へ帰庁し、業務内容を報告しています。

奈良市児童相談所開設時にどのようにケース引き継ぎを行うか、市民の混乱を招かないようどのように周知するか等について引き続き検討を進めています。

本市の児童相談所開設後も、奈良県とは職員研修や里親支援・児童福祉施設への入所等において密接に連携をとりながら、協力体制を構築していきます。

5. ロードマップ

平成 28 年の児童福祉法等の改正により、政府は法施行後 5 年を目途に、中核市等への児童相談所設置推進に必要な支援を講ずるとしています。令和元年の児童福祉法等の改正により、政府はさらなる支援を講ずることとなりましたが、本市においては子ども家庭支援体制の充実を早期に進めるため、当初の予定通り令和 3 年度中の児童相談所開設を目指し、本計画をもとに準備に取り組むこととします【表 1 4】。

施設整備について、令和元年度に施設の実施設計を行い、施設整備をすすめます。

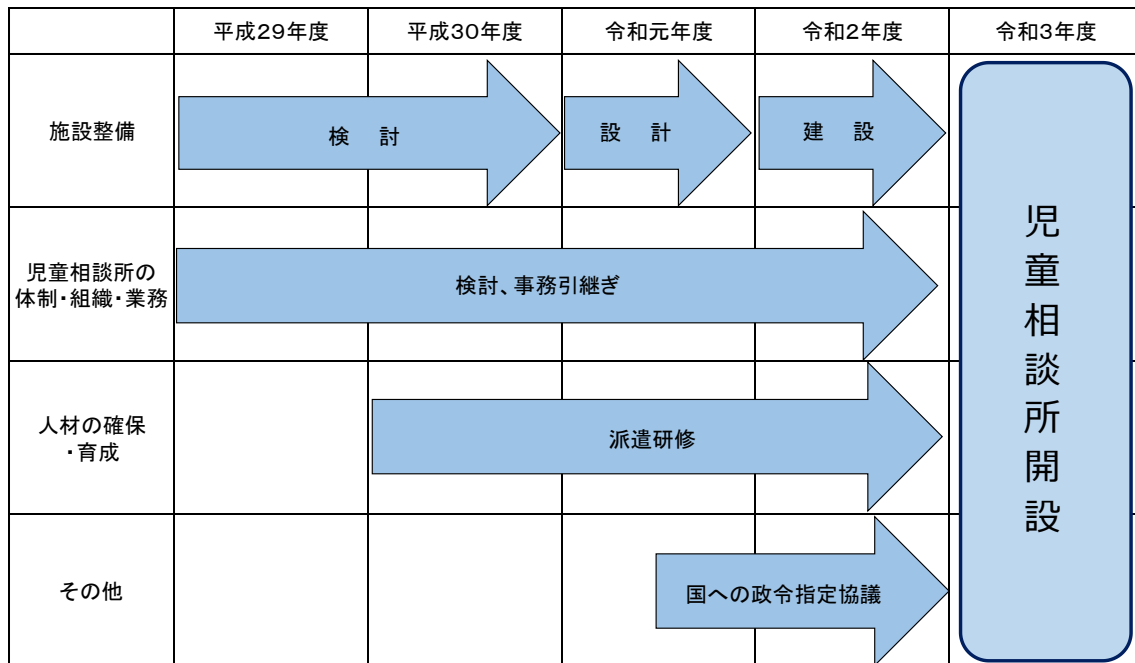
児童相談所業務については、奈良県こども家庭相談センターや他都市の児童相談所等へ派遣した職員とともに、必要となるマニュアル作成等の検討を行い、開設に向けて業務の引き継ぎの準備をすすめます。

また、現在奈良県こども家庭相談センターが担当しているケースの引継ぎについても準備を整えなければなりません。移行期間中に連携不足による支援等の漏れが生じないよう、奈良県と協力して引継ぎの体制を検討していきます。奈良県こども家庭相談センターで担当している子どもや、子どもの家庭だけでなく、支援者に対しても、安心してもらえるよう丁寧な説明が必要です。

人材の確保・育成について、必要となる経験や技術を習得するために、奈良県こども家庭相談センターをはじめ、関係施設等への派遣研修を継続して実施していきます。また、児童相談所開設時の人員体制について関係課と調整をすすめます。

その他として、中核市において児童相談所を設置するためには、児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項に基づく政令による指定が必要であり、奈良県と連携し、国への協議を行います。

【表 1 4】奈良市児童相談所の設置に係るスケジュール



参照資料

- 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 15 次報告）の概要
社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和元年 8 月】
- 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の概要
- 児童虐待防止対策に関する法改正の経緯（詳細）
- 「新しい社会的養育ビジョン」の概要
（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」平成 29 年 8 月 2 日とりまとめ公表）
- 中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施
- 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律
（令和元年法律第 46 号）の概要
- 一時保護ガイドライン（概要）
- 奈良市児童相談所等のあり方検討会議の概要